

第11回長野県議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部会議
協議事項

日時：令和3年1月13日（水）

13時15分から

場所：第2特別会議室

1 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部からの報告について

（資料第1号～第3号）

2 その他

資料第 1 号

1/8（金）第26回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議決定

全県に「医療警報」を発出します

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 主旨

年末年始以降、急速に感染が拡大しており、直近1週間（1月1日～1月7日）の新規陽性者数が294人まで増加しています。その中で、1月7日現在、全県の受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は44.3%であり、また、重症者の受入可能病床数に対する入院者の割合は14.6%となっているなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっています。佐久圏域、松本圏域など新規陽性者の多い圏域の患者の受け入れは全県で対応していますが、入院調整も困難になっています。

また、全国で感染が拡大し、危機的な状況になっていることも踏まえると、本県においても、さらに感染が拡大していくリスクが高いと認められますので、全県に「医療警報」を発出します。

今がまさに爆発的な感染拡大を食い止められるかどうかの瀬戸際であるとの認識のもと、大切な命と社会を守るために、『「医療警報」の発出及び緊急事態宣言を踏まえてのお願い』に沿った行動を切にお願いします。

2 県としての対策強化

県として実施する感染症対策を次のとおり強化し、感染拡大抑止に向けて、急所を押さえ、「早く、短く、狭く、強く」対策を実施してまいります。県内にお住まいの方、訪問される方、市町村、事業者等の皆様は、県の対策にご協力ください。

(1) 早期に陽性者を捕捉し感染拡大防止に努めます

濃厚接触者等の把握と自宅待機の要請やPCR等検査を積極的に実施するとともに、集団発生等の事例に対してはクラスター対策チームを派遣し、チームによる指導を行います。また、無症状者へのPCR等検査の実施（事前確率が高い場合）や保健所体制の強化を行います。

(2) 医療・療養体制の充実を図ります

県内医療機関に対して、広域的入院調整とさらなる病床確保に向けた協力の要請を行い、入院可能病床数の拡充を行うとともに、宿泊療養施設の受入規模の拡大に取り組みます。

(3) 医療機関、介護施設の機能維持を支援します

陽性者や濃厚接触者が多数発生することにより、機能維持に困難をきたす医療機関や介護施設を支援します。また、市町村や看護大学、人材派遣会社等に協力をお願いし、さらなる保健師・看護師等の医療人材の確保に取り組みます。

(4) 県民・事業者の皆様へのお願い

県民及び事業者の皆様には、県からの要請などにご協力をお願いします。

また、県としての要請について、市町村やメディアの皆様等にご協力いただき、積極的な広報を図ります。

これらの対策により、「全県の感染警戒レベル3以下(1週間当たりの新規陽性者数102人未満)、かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合25%未満」を2月上旬までに実現できるよう県民の皆様のご協力をいただき、全力で取り組みます。

「医療警報」の発出及び緊急事態宣言を踏まえてのお願い

令和3年1月8日時点

1 主旨

全県に対し「医療警報」が発出されたこと及び埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の1都3県（以下「特定都道府県」という。）を対象区域とする緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、2月7日までの間、県民の皆様に次のとおり要請します。

現在、地域によっては感染が広がっているため、自分と大切な方を守る行動をお願いします。

2 県民の皆様等への要請

（1）基本的なお願い

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話をを行うことで生じる飛沫が目・鼻・口に入ることで感染します（飛沫感染）。また、ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れることで感染します（接触感染）。このことを踏まえて、改めて以下のとおり基本的な感染防止策の徹底についてお願いします。

① 人と接する機会を減らしてください

人と間近に接する機会を極力減らすようお願いします。特に、1m以内、15分以上、マスク非着用の接触はリスクが高まるので、できる限り回避するようお願いします。

② 3密（密閉、密集、密接）の環境を回避してください

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件の環境で感染リスクが高まりますので、「3密」環境の回避をお願いします。

③ 手洗い・手指の消毒を徹底してください

手洗い又は手指の消毒について、意識しないで行うようになった今こそ、忘れてしまうことも増え注意が必要です。「短時間だから大丈夫」、「急いでいるから」といった気の緩みも生じがちですので、今一度、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底をお願いします。

④ 体調が悪い（10日以内に悪かった）方は外出をしないでください

体調が悪い（10日以内に悪かった）方は外出をしないようお願いします。

なお、発症日前後に人に感染させる可能性が高く、無症状でも人に感染させるおそれがあることにも十分注意願います。

（2）避けるべき場面に関するお願い

① 会食・茶飲み話等について

- 会食を行う際には、会話時のマスク着用・席間の十分な距離の確保をお願いします。また、家庭や職場内における会食も含めて十分注意してください。
- 普段会わない親戚、友人などとの間での会食、新年会、パーティーなどの会食、茶飲み話は特に注意をお願いします。

② 往來の自粛について（特措法第24条第9項）

- 特定都道府県への訪問は、基本的に行わないでください。受験やリモートによることが困難な仕事など、訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じてください。
- 特定都道府県にお住まいの方は、当該都県の知事による要請に従って行動するとともに、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、不要不急の本県への訪問はなるべく控えてください。ご家族やご親戚の方が上記の区域にお住まいの場合は、大変ご心配のことと思いますが、連絡を取り合っていただき、当該都県の知事による要請を踏まえて慎重に行動するようお願いしてください。
- 特定都道府県を除く感染拡大地域※への不要不急の訪問についても特に注意をお願いします。

また、感染拡大地域※と往来された方は、高齢者や基礎疾患のある方等がいるご家庭への訪問を控えるとともに、健康観察を徹底し、発熱等の症状がある場合には早めの相談・受診をお願いします。

※直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県（首都圏、関西圏など）

③ 帰省や観光で本県にお越しになる方について

- 来訪前2週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控え、かつ、発熱、風邪症状がある、または、10日以内に症状があった方は帰省等を控えるなどの「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応をお願いします。
- お住まいの都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえた行動をお願いします。
- 帰省された方から県内への感染も確認されております。普段会わない親しい親戚、友人の会食にご注意いただくとともに、一時的な滞在・同居、自動車の同乗にご注意をお願いします。

④ 高齢者や基礎疾患のある方等と同居されている方について

手で触れる共用部分の消毒や家庭内でもマスクを着用するなど高齢者や基礎疾患のある方等の重症化リスクの高い方に感染を広げないよう慎重な行動をお願いします。

（3）その他のお願い

① 観光誘客・イベントについて

- 観光・宿泊施設等の観光事業者の皆様は、特定都道府県からの積極的な誘客は控えていただくようご協力をお願いします。
- 特定都道府県を含む全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1000人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様に、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するようお願いします。また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討を行うようご協力をお願いします。

② 陽性者、医療従事者等の人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があるので、皆さんご自身も例外ではありません。

このことを踏まえて、患者・陽性者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域等に滞在していた方、県外から長野県に来られた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないよう、冷静な行動をお願いします。

現在県内では、38の医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れていただきしており、また、特定の地域の飲食店の皆様には営業時間の短縮要請を受け入れていただいております。

昨年から、すべての県民が新型コロナウイルス克服のため辛抱していただいている状況ですが、それは、すべて私たちの命と健康を守るためです。

当面の目標である「全県の感染警戒レベル3以下（1週間当たりの新規陽性者数102人未満）、かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合25%未満」を県民の皆様とを目指し、この目標を達成できれば、徐々に社会経済活動を動かしていきます。

極力短期間で目標の達成が実現できるよう、県として全力を尽くしますので、県民一丸となって、一日も早く元気な長野県を取り戻しましょう。

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和3年1月8日
新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、県内の感染状況を総合的に勘案し、感染警戒レベルの判断を行う。
- 県土が広い本県の特性に鑑み、圏域ごとの感染警戒レベルの引上げを基本とするが、全県で統一的な対策の実施が必要な場合は、全県でのレベルの引上げを行うことがある。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。
- レベル4及びレベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域での対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げを行うことができるものとする。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 感染拡大リスクの高い事例など全症例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※1
1	—	—
2	人口10万人当たり 2.0人以上 〔 人口10万人以下の圏域に おいては陽性者4人以上〕	
3	人口10万人当たり 5.0人以上 〔 人口10万人以下の圏域に おいては陽性者8人以上〕	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
4	人口10万人当たり 10.0人以上 〔 人口10万人以下の圏域に おいては陽性者16人以上〕	
5	人口10万人当たり 概ね20.0人以上※2 〔 人口10万人以下の圏域に おいては陽性者概ね31人以上〕	レベル4の状況に加え、さらに感染が拡大すれば全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる
	(緊急事態宣言)	

※1 濃厚接触者が不特定の事例又は集団発生には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合
・店舗・施設等での関係者のうち陽性者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

※2 人口10万人当たり20.0人（陽性者31人）を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

3 全県の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 全県のレベルの引上げを行う場合は、下表2における要件1から要件3までをいずれも満たす場合に行なうことを原則とするが、レベル2からレベル4までの引上げについては、要件1の全県の直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数を重要な指標とする。
- このほか、要件2として下表3に記載の入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、感染経路不明者の割合、圏域ごとのレベル2～レベル4の圏域数等の指標を常にモニタリングし、2週連続で上昇するなど悪化傾向にあるかどうかを確認する。
- レベル5は国の示す感染状況の「ステージIII」に相当する段階とし、全県に医療非常事態宣言（別紙）が発出された場合に、全県の感染警戒レベルをレベル5に引き上げることができるものとする。
- ただし、感染警戒レベルの引上げの基準を満たした場合でも陽性者数が一部の圏域に偏っているなど、各圏域の状況等から、すべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の圏域のみの引上げとする。
- 国による当県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、レベル6とする。（国の示す感染状況のステージIVに相当）

【表2：全県の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 モニタリング指標の状況※1	要件3 発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断
1	—	—	—
2	人口10万人当たり 1.0人以上	2週連続で上昇するなど悪化	さらに感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり 2.5人以上	同上	同上
4	人口10万人当たり 5.0人以上	同上	同上
5	人口10万人当たり 概ね10.0人以上※2	入院者/受入可能病床数の割合=50%以上 又は 重症者/受入可能病床数の割合=25%以上 その他の多くの指標が国のステージIIIの指標に該当※3	医療非常事態宣言が発出されており、かつ上記に加えさらに感染が拡大するおそれがあると認められる
6	(緊急事態宣言)		

※1 新規陽性者数のほか、入院者/受入可能病床数の割合、重症者/受入可能病床数の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、直近1週間の感染経路不明者の割合

※2 人口10万人当たり10.0人を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

※3 その他の指標は、人口10万人当たりの療養者数=15人、PCR検査陽性率=10%、直近1週間の感染経路不明者の割合=50%とする

【表3：併せてモニタリングしていく指標】

	最大確保病床の 1/5 以上 現時点確保病床の 1/4 以上
入院者／受入可能病床数の割合	最大確保病床の 1/2 以上
重症者／受入可能病床数の割合	最大確保病床の 1/5 以上 現時点確保病床の 1/4 以上
人口 10万人当たりの療養者数	最大確保病床の 1/2 以上 15人以上 25人以上
P C R 検査陽性率※	10% 10%
直近 1週間の感染経路不明者の割合	50% 50%

※陽性率=陽性判明数の移動平均(過去7日間)/(陽性判明数+陰性判明数)の移動平均(過去7日間)

4 感染警戒レベルの引下げについて

(1) 圏域の感染警戒レベル

- ①レベルの引上げから 14 日間以上経過し、②直近 1 週間の新規陽性者数が基準を下回っており、
③かつ当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げる。

(2) 全県の感染警戒レベル

- ①レベルの引上げから 14 日間以上経過し、②直近 1 週間の新規陽性者数が基準を下回っており、
③その他のモニタリング指標についても概ね改善傾向にあり、④かつ当面感染が再拡大していくリ
スクが低いと認められる場合はレベルを引き下げる。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
1	平常時	陽性者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発出し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発出し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警報Ⅰ	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討
5	特別警報Ⅱ	感染が顕著に拡大している状態 (ステージⅢ相当)	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討
6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅣ相当)	緊急事態措置の実施を検討

医療アラートの発出基準

1 主旨

受入可能病床数に対する入院者・重症者の割合や、全県の療養者数その他のモニタリング指標の状況を基準に、医療提供体制の負荷の状況に応じてアラートの発出を行う。

2 発出基準

- 医療アラートの発出は、下表1における要件1から要件2までをいずれも満たす場合に行うことを原則とする。
- 要件1として入院者/受入可能病床数の割合※1、重症者/受入可能病床数の割合などの病床使用率を基準とするほか、要件2は発生事例の分析による医療への負荷の拡大リスクの総合的判断を基準とする。

【表1：医療アラートの発出基準】

通常体制			
要件	医療提供体制への負荷が拡大している状態	医療提供体制のひつ迫が懸念される状態	医療アラートの発出基準
要件1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院者/受入可能病床数の割合=25%以上 又は ・ 重症者/受入可能病床数の割合=10%以上 		さらに感染が増加し、医療への負荷が拡大していくリスクが高いと認められる
要件2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院者/受入可能病床数の割合=50%以上 又は ・ 重症者/受入可能病床数の割合=25%以上 	病床ひつ迫により適切な医療が提供できなくなるおそれが迫っていると認められる

※1 初日の受入予定病床（350床）以外の病床に入院している者がいる場合は、当該入院者数を除いた割合とする。

※2 軽症者の割合等を含めた医療提供体制の状況を総合的に勘案して柔軟に判断を行うものとする。

- このほか、特定の圏域において多数の入院者が発生し、かつ他圏域の医療機関への入院調整等により全県の医療提供体制への負荷が生じていると認められる場合は、県民にその旨の情報発信を行い、注意喚起するものとする。

3 医療アラートの解除について

- ①アラートの発出から14日間以上経過し、②病床使用率の目安が基準を下回っており、③かつ当面感染が再拡大していくリスクが低く医療提供体制への負荷が低減されると認められる場合はアラートを解除する。

4 医療アラートに応じた対応策の目安

対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設の増設 ・必要に応じて病床拡充の要請 ・外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止（休業）等の要請により療養者の減少を図る ・確保した全病床への受け入れを要請
-----	---

資料第 2 号

1/11（月）新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議決定（持ち回り）

佐久市、軽井沢町及び御代田町の感染警戒レベルを 5 に引き上げ
「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

令和 3 年 1 月 11 日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

佐久圏域においては、1月 3 日に感染警戒レベルを 4 に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報」を、また、とりわけ感染の拡大が顕著な小諸市については、1月 6 日にレベルを 5 に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。

しかし、佐久圏域における直近 1 週間（1月 4 日～10 日）の人口 10 万人当たり新規陽性者数は 76.61 人（陽性者 157 人、うち佐久市、軽井沢町及び御代田町（以下「1 市 2 町」という。）70 人）と、その前週の 20.00 人（陽性者数 41 人、うち 1 市 2 町 20 人）、前々週の 9.27 人（陽性者数 19 人、うち 1 市 2 町 15 人）を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、1 市 2 町においては、医療施設で 7 人、高齢者施設で 1 人、会食で 12 人の感染が発生しているなどリスクの高い事例もみられます。

また、佐久圏域における 1 月 10 日現在の受入可能病床数に対する入院者の割合は約 8 割を超えており、圏域外の医療機関にも 13 人を搬送している状況であり、**佐久圏域の医療提供体制は逼迫しています。**

さらに、全県に目を向けると、直近 1 週間（1月 4 日～10 日）の人口 10 万人当たり新規陽性者数は 20.71 人（陽性者数 422 人）となっており、受入可能病床数に対する入院者の割合は 60.6%（212/350 床）、実質的な病床使用率（確保病床 350 床以外に受入を行っている病床を除いたもの）は 51.4%、重症者の割合は 18.8%（9/48 床）となっています。

県としては、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、佐久圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル 4 として特別警報を発出している佐久圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な 1 市 2 町について、当面 1 月 24 日までの間、感染警戒レベルを 5 に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

2 佐久市、軽井沢町及び御代田町における県の対策強化について

1 市 2 町におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。1 市 2 町にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和 2 年長野県条例第 25 号）第 5 条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します
- ③ 1 都 3 県等感染拡大地域への訪問の自粛について協力を要請します

(イベント等の慎重な検討)

- ④ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します
- (公共施設の休止等の検討)
- ⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、1市2町に対しても検討を要請します
- (積極的な検査の実施)
- ⑥ 接触者に対する検査を幅広く実施するとともに、必要が生じた場合は、高齢者施設等に対し集中的な検査を実施します
- (在宅勤務・テレワークの徹底)
- ⑦ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

(特措法第24条第9項)

1市2町にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会をできるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が1市2町を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないよう、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

高齢者や基礎疾患のある方等

65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満(BMI30以上)の方

② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します (特措法第24条第9項)

1市2町にお住まいの方や訪問される方に、密な室内での大人数での飲食、長時間(概ね2時間超)に及ぶ飲食、はしご酒など感染リスクの高い会食の自粛について協力を要請します。(会場により状況が異なるため、人数の特定はしませんが、できるだけ少人数での実施にしていただき、人との距離の確保や換気の徹底など感染防止に最大限の留意をお願いします。)

③ 1都3県等感染拡大地域※への訪問の自粛について協力を要請します

1市2町にお住まいの方や訪問される方に、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)等感染拡大地域への訪問の自粛について協力を要請します。 (特措法第24条第9項)

また、1都3県の特定都道府県から1市2町への来訪についてもなるべく控えていただこうお願いします。なお、感染拡大地域からの来訪者との接触についても慎重な行動をお願いします。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県:首都圏、関西圏等

④ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(特措法第24条第9項)

1市2町において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1000人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様に、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、1市2町に対しても検討を要請します

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策の徹底を行います。1市2町に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

⑥ 接触者に対する検査を幅広く実施するとともに、必要が生じた場合は、高齢者施設等に対し集中的な検査を実施します

すでに特別警報Ⅱを発出中である小諸市を含めて、濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者に対しても幅広く検査を実施するとともに、必要が生じた場合は、高齢者施設等の従事者に対し、無症状の場合も含めPCR等検査を受けるよう呼びかけ、集中的な検査を実施します。

⑦ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

1市2町の事業所に対して、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを徹底するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

1/8（金）第26回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議決定

松本市の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年1月8日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

松本圏域においては、1月5日に感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、松本圏域における直近1週間（1月1日～1月7日）の人口10万人当たり新規陽性者数は23.02人（陽性者97人、うち松本市67人）と、その前週の5.69人（陽性者数24人、うち松本19人）、前々週の0.71人（陽性者数3人、うち松本市2人）を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、医療施設で6人、高齢者施設で12人、会食で7人の感染が発生しているなどリスクの高い事例もみられます。

また、松本圏域における1月7日現在の受入可能病床数に対する入院者の割合は約8割に達しているほか、圏域外の医療機関にも8人を搬送している状況であり、**松本圏域の医療提供体制は逼迫しつつあります。**

さらに、全県に目を向けると、直近1週間（1月1日～1月7日）の人口10万人当たり新規陽性者数は14.43人（陽性者数294人）となっており、受入可能病床数に対する入院者の割合は50.9%（178/350床）、実質的な病床使用率（確保病床350床以外に受入を行っている病床を除いたもの）は44.3%、重症者の割合は14.6%（7/48床）となっています。

県としては、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、松本圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル4として特別警報を発出している松本圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な松本市について、当面1月21日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します。

2 松本市における県の対策強化について

松本市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。松本市にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します
- ③ 1都3県等感染拡大地域への訪問の自粛について協力を要請します
(イベント等の慎重な検討)
- ④ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(公共施設の休止等の検討)

⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します

(集中的な検査の実施)

⑥ 高齢者施設等に対し集中的な検査を行います

(在宅勤務・テレワークの徹底)

⑦ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

(特措法第24条第9項)

松本市にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会をできるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が松本市を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないよう、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

高齢者や基礎疾患のある方等

65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満(BMI30以上)の方

② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します (特措法第24条第9項)

松本市にお住まいの方や訪問される方に、密な室内での大人数での飲食、長時間(概ね2時間超)に及ぶ飲食、はしご酒など感染リスクの高い会食の自粛について協力を要請します。(会場により状況が異なるため、人数の特定はしませんが、できるだけ少人数での実施にしていただき、人との距離の確保や換気の徹底など感染防止に最大限の留意をお願いします。)

③ 1都3県等感染拡大地域※への訪問の自粛について協力を要請します

松本市にお住まいの方や訪問される方に、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)等感染拡大地域との訪問の自粛を要請します。 (特措法第24条第9項)

また、1都3県の特定都道府県から松本市への来訪についてもなるべく控えていただくようお願いします。なお、感染拡大地域からの来訪者との接触についても慎重な行動をお願いします。

※直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県:首都圏、関西圏等

④ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(特措法第24条第9項)

松本市において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1000人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様に、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策の徹底を行います。松本市に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

⑥ 高齢者施設等に対し集中的な検査を行います

感染した場合に重症化リスクが高く、医療提供体制に大きな影響が生じると思われる高齢者施設等の従事者に対し、無症状の場合も含めPCR等検査を受けるよう呼びかけ、集中的な検査を実施します。

⑦ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

松本市内の事業所に対して、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを徹底するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

1/6（水）新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議決定（持ち回り）

小諸市の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年1月6日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

佐久圏域においては、1月3日に感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、佐久圏域における直近1週間（12月30日～1月5日）の人口10万人当たり新規陽性者数は30.74人（陽性者数63人、うち小諸市31人）と、その前週の11.71人（陽性者数24人、うち小諸市5人）、前々週の2.92人（陽性者数6人、うち小諸市0人）を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。接待を伴う飲食店での発生や複数の感染経路不明な事例などリスクの高い事例も発生しています。

また、佐久圏域における1月5日現在の受入可能病床数に対する入院者の割合は6割を超えており、圏域外の医療機関にも7人を搬送している状況であり、**佐久圏域の医療提供体制は逼迫しつつあります。**

さらに、全県に目を向けると、直近1週間（12月30日～1月5日）の人口10万人当たり新規陽性者数は9.37人（陽性者数191人）と、2日続けてこれまでのピークであった7.60人（12月5日～11日、陽性者数155人）を超えており、受入可能病床数に対する入院者の割合は39.1%（137/350床）、実質的な病床使用率（確保病床350床以外に受入を行っている病床を除いたもの）は37.1%、重症者の割合は6.3%（3/48床）となっています。

県としては、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、佐久圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル4として特別警報を発出している佐久圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な小諸市について、当面1月21日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します。

2 小諸市における県の対策強化について

小諸市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。小諸市にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力を願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
- ③ 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用停止（休業）・営業時間の短縮について協力を要請します【小諸市相生町1丁目・2丁目・3丁目、大手1丁目・2丁目、赤坂1丁目の一部地区】（1月8日から21日まで）

- ④ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します【小諸市相生町1丁目・2丁目・3丁目、大手1丁目・2丁目、赤坂1丁目の一部地区】
- ⑤ 飲食店の従業員等に対し集中的な検査を行います
- ⑥ 市と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組を支援します
- ⑦ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します
- ⑧ 公民館等人が集まる公共施設の使用停止を要請します

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
 (特措法第24条第9項)

小諸市にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会ができるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。小諸市を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないよう、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

高齢者や基礎疾患のある方等

65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満(BMI30以上)の方

- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
 (特措法第24条第9項)

小諸市にお住まいの方や訪問される方に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。

- ③ 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用停止(休業)・営業時間の短縮について協力を要請します【小諸市相生町1丁目・2丁目・3丁目、大手1丁目・2丁目、赤坂1丁目の一部地区】(1月8日から21日まで)
 (特措法第24条第9項)

小諸市相生町1丁目・2丁目・3丁目、大手1丁目・2丁目、赤坂1丁目の一部地区(別紙参照)における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間は1月8日※から当面21日までとしますが、感染状況により延長する場合もあります。

種類	区分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店 (酒類の提供を行うものに限る) 〔特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設〕	ガイドライン非遵守	休業
	ガイドライン遵守	営業時間短縮 (5時~20時)
飲食店(酒類の提供を行うものに限る)	—	営業時間短縮 (5時~20時)

※ 8日の営業時間から(営業時間短縮の場合は8日の20時以降)適用

④ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します【小諸市相生町1丁目・2丁目・3丁目、大手1丁目・2丁目、赤坂1丁目の一部地区】

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に対し、小諸市と連携して支援します。

⑤ 飲食店の従業員等に対し集中的な検査を行います

感染リスクが高いと思われる飲食店の従業員等に対し、無症状の場合も含めPCR等検査を受けるよう呼びかけ、集中的な検査を実施します。

⑥ 市と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組を支援します

小諸市と連携し、地域の商店街等が取り組む感染拡大防止対策や風評被害防止対策のための取組等を支援します。

⑦ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(特措法第24条第9項)

小諸市において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1000人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様に、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、感染防止策を徹底するよう協力を要請します。

⑧ 公民館等人が集まる公共施設の使用停止を要請します

公民館や集会所など、人が集まる公共施設の使用停止を小諸市に要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

施設の使用停止（休業）・営業時間の短縮を要請する施設

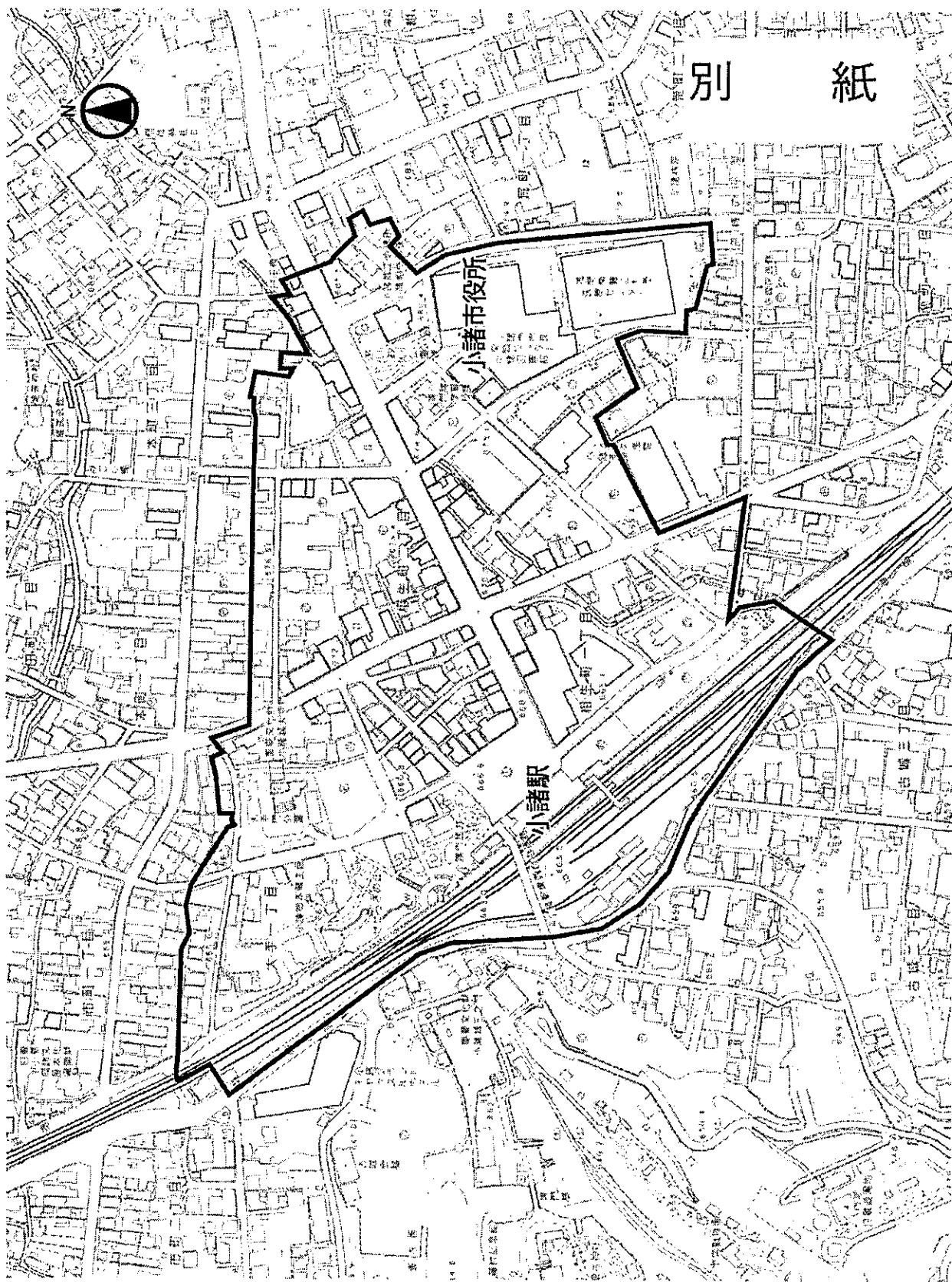
種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

●下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	<input type="radio"/> ガイドラインを遵守していない施設 =休業を要請 <input type="radio"/> ガイドラインを遵守している施設 =営業時間短縮 （5時～20時）を要請
-----------------------------	--	---

●下記に掲げる食事提供施設

飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	営業時間短縮（5時～20時）を要請 (宅配・テイクアウトを除く)
--------------------	----------------------	-------------------------------------



資料第 3 号

1/8（金）第26回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議決定

長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（1月8日～2月7日） ～県民の命を守るための対策の強化～

令和3年1月8日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 現状・基本認識等

（1）現状

全国の新規陽性者数は、東京を中心とした首都圏における新規陽性者数のさらなる増加に伴い、増加傾向が続いている。過去最高の水準となっている。

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会においては、「首都圏では、都市部から周辺に感染が染み出している状況」、「東京都を中心とした首都圏の感染状況が沈静化しなければ、全国的かつ急速なまん延のおそれもある」と分析されており、こうした状況を受け、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、令和3年1月7日、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の1都3県を対象区域とする緊急事態宣言を行った。

全国の直近1週間（1月1日から7日まで）の人口10万人当たり新規陽性者数（公表日ベース）は24.78人となっている。

本県の新規陽性者数は、12月11日までの1週間で155人と、これまでの第1波、第2波を大きく上回る水準に達し、その後若干減少した期間もあったが、年末年始を挟んで再び増加に転じ、1月に入ると1日当たりの新規陽性者の確認が過去最多となるなど、全国と同様増加傾向が続いている。現在、小諸市及び松本市に特別警報II、小諸市を除く佐久圏域及び松本市を除く松本圏域に特別警報、その他の8圏域に警報を発出し、感染拡大状況に応じた対策の強化を図っている。なお、全県における直近1週間（1月1日から7日まで）の人口10万人当たりの新規陽性者数は14.43人となっている。

また、実質的な病床使用率が44.3%、重症者向けの病床使用率が14.6%となったことから、全県に医療警報を発出し、県民に新規陽性者の抑制のための協力を呼びかけている。

（2）基本認識

県内においても陽性者数の増加が続いている。全県での入院調整も次第に困難になりつつある。県民の皆様の大切な命を守るために、社会経済活動を抑制しても陽性者数を減少に転じさせなければならない。今がまさに爆発的な感染拡大をくい止められるかどうかの瀬戸際であり、県民一丸となっての取組が極めて重要である。

特に、陽性者が多数発生している地域との往来に係る注意喚起を徹底し、県内にウイルスを持ち込まないための取組を進めるとともに、厳しい寒さを迎える中での適切な屋内環境の保持や感染リスクの高い場面・行動を避けることなどの冬場における感染防止対策、感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の遵守の徹底を呼びかけることが重要である。

また、併せて、ウイルスに関する基本的な知識や県内における感染拡大の原因と思われる事例を県民の皆様と共有し、自らと周囲の人の健康をご自身の行動で守っていただくとともに、誰もが感染する可能性があるという当事者意識の浸透と、陽性者等を温かく迎える地域づくりを推進する必要がある。

さらに、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を想定した診療・検査体制や患者受入体制の整備を引き続き進めるとともに、感染の拡大に対処するため、病床や宿泊療養施設のさらなる確保等を進める必要がある。

こうした対策を実施しながら、県民生活を守り、社会経済活動の抑制を必要最小限にとどめることが重要である。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の認識の下、以下の5点を重点として、対策を進めることとする。

- 1 第3波による感染拡大の抑止に向けた的確な対策を実施すること
- 2 「新しい生活様式」の定着と冬場における呼びかけの強化を図ること
- 3 感染拡大に対処するため、医療・検査体制の整備を進めること
- 4 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること
- 5 詐謗中傷等を抑止し県民の絆を守ること

（3）対応方針の位置付け

本対応方針は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号。以下「条例」という。）第4条に基づく基本の方針である。

また、本対応方針中、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）の根拠規定を記載した取組以外は、条例第5条に基づく感染症対策として実施するものである。

なお、感染状況の変化や國の方針の変更等により必要が生じた場合は、本対応方針を見直すものとする。

2 第3波による感染拡大の抑止に向けた的確な対策を実施するための取組 《重点1》

「感染警戒レベル」・「医療アラート」による的確な状況把握と迅速な対策の強化

第2波の経験等を踏まえ、より実態に即した感染防止対策を行うために修正した県独自の6段階の感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数、入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合を重要な指標とし、他の指標も含めて常時モニタリングする。

また、病床使用率等に基づく医療アラートを発出し、医療提供体制に対する負荷の状況を正確に情報発信するとともに、体制の強化などの対策を的確に講じる。

感染が増加した圏域においては、必要に応じて、高齢者等の不要不急の外出自粛や地域・業種を限定した営業時間短縮などの要請等を行うほか、積極的な検査の実施、保健所体制の強化など、感染症対策を強化する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

3 「新しい生活様式」の定着と冬場における呼びかけの強化を図るための取組 《重点2》

(1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」及び「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」冊子版とアプリ版「どこキャッチ」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」の活用を推進する。

とりわけ店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの着用をマナーとして行うよう呼びかけるとともに、「うつらない」(自分を守る)、「うつさない」(周囲を守る)、「ひろげない」(地域を守る)ための行動の定着を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、必ず自分の健康観察を行い、風邪症状がある場合は外出を控えることや、自己の行動歴について記録しておくことなどについて呼びかけていく。

さらに、「信州版『新たな日常のすゝめ』冬ver.」等により、適切な換気の実施や湿度の保持など、冬場の感染防止対策の徹底を県民及び事業者に周知する。

〔各部局〕

(2) 地域間の往来（出張、旅行、帰省など）

① 他県への訪問等についての呼びかけ

他県への訪問に当たっては、感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底するほか、次のとおり慎重な行動をとることを呼びかける。

- ・ ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控えること。
- ・ 当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録すること。
- ・ 会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用すること。

緊急事態措置を実施すべき区域とされた東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（以下「特定都道府県」という。）への訪問は、基本的に行わないよう呼びかける。仕事等でどうしても訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じることを呼びかける。

直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県（特定都道府県を除く。以下「感染拡大地域」という。）への訪問に当たっては、上記の他県訪問の際の慎重な行動の徹底に加え、次のとおり慎重な検討を行うことを呼びかける。

- ・ 訪問そのものを慎重に検討した上で、感染リスクが高い状況を確実に避けるよう留意し、避けられない場合は訪問そのものを控えること。
- ・ 高齢者や基礎疾患（呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など）のある方等重症化しやすい方やその同居のご家族は特に慎重な検討を行うこと。

なお、県内においても陽性者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても慎重な行動をとるとともに、県外をはじめ他の地域を訪問する際は、自身の行動が感染拡大を招かないよう注意することを呼びかける。

② 他県からの来訪についての呼びかけ

特定都道府県にお住まいの方に、当該都県の知事による要請に従って行動するとともに、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、不要不急の本県への訪問はなるべく控えるよう呼びかける。

ご家族やご親戚の方が特定都道府県にお住まいの場合は、連絡を取り合い、当該都県の知事による要請を踏まえて慎重に行動するよう呼びかける。

また、感染拡大地域からの帰省や、高齢の方や基礎疾患のある方など重症化リスクの高い方のお住まいへの帰省については、できるだけ控えるよう呼びかける。

さらに、帰省や観光で来訪される方に、特に次の点の徹底を呼び掛ける。

- ・ 来訪前2週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控え、かつ、発熱、

風邪症状がある、または、10日以内に症状があった場合は帰省を控えるなどの「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応を取ること。

- ・居住地の都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえて旅行の実施を判断すること。

〔危機管理部・観光部〕

(3) 冬場の感染拡大を防止するための呼びかけの強化

帰省や旅行などによる人の移動や、新年会などの飲酒や会食による感染拡大を防ぐため、次の点について、県民、事業者及び他県からの来訪者に呼びかける。

また、県民の行動変容につながるよう、県内におけるこれまでの陽性者の発生事例を踏まえ、リスクの高い場面や行動をわかりやすく周知する。

- ・ 帰省や旅行は可能な場合は人が集中する時期を避けること。
- ・ 事業者は、従業員の休暇の分散取得や在宅勤務・テレワークの促進、発熱時に従業員が休みやすい職場環境づくりに努めること。
- ・ 新年会などの会食の際には、ガイドラインを遵守している店舗を利用するとともに、以下に留意し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をすること。
 - ✓ 体調が悪い場合（又は10日以内に悪かった場合）は参加しない、させない。
 - ✓ 開始前と会食後に必ず手指消毒を行う。（可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可。）
 - ✓ 人と直接・間接に接触しない。（直接的な接触はもとより、大皿料理やとり箸、お酌、カラオケマイク等、物を共用しない。）
 - ✓ 飛沫を人や人の食べ物等に飛ばさない。（人との距離を保ち、パーテーション等がない場合には会話の際にマスク着用もしくはハンカチ等で口を覆う、大声で話さない、など）
 - ✓ 会場の換気に気をつける。（会場の換気が不十分なら30分程度ごとに窓やドアを開けてのこまめな換気を行うか、短時間で会食を切り上げる。）
- ・ 普段一緒にいない方との会食・茶飲み話等の際は、会話時のマスク着用や席間の十分な距離の確保など、特に慎重に対応すること。

〔各部局〕

(4) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

また、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗に対しても、混雑が避けられる時間の周知など、密集を避けるための対策等を働きかける。

〔健康福祉部・産業労働部・危機管理部〕

(5) 事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底の要請

事業者に対して、ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を促す。
(法第24条第9項)

特に、対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村や関係団体と連携しながら、換気の実施をはじめとした冬場の感染防止対策について、様々な機会を捉えて個別の事業者への浸透を図る。

〔各部局〕

(6) 商店街による取組の支援

飲食店等に対し、商店街と連携しガイドラインの遵守に向けた取組を支援する。

また、集中的なPCR等検査又は営業時間短縮要請等をすることとしたエリアに所在し、感染拡大防止対策や風評被害防止対策に取り組む商店街等の支援を行う。

〔産業労働部〕

(7) 「新型コロナ対策推進宣言」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・商工会議所の経営指導員等）の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。

また、LINEを活用した「新型コロナ対策推進宣言の店マップ」の普及により、感染防止対策に取り組む店舗等の利用促進を図る。

〔産業労働部〕

(8) 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

観光関連事業者等中小企業者がグループで行う生産性向上に向けた新たな取組等を支援する。

また、安全・安心を確保した先駆的な取組等の情報を発信し、県民による地域店舗等の利用や、事業者の新たな事業展開を促進する。

〔営業局〕

(9) 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすることの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

(10) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成等による連絡先の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(11) 施設・店舗等での陽性者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に陽性者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

なお、飲食店等においてガイドラインに掲載されているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが、感染の要因と考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(12) 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、感染防止対策の情報発信や感染が疑われる観光客の医療機関への移動手段確保等、各地域が取り組む安全・安心な観光地域づくりに対し支援を行うなど、関係機関と連携・協力して、観光地における感染防止対策を強化する。

また、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすゝめ」を活用し、感染防止対策への協力を呼び掛ける。特に、旅行前2週間の健康観察や感染リスクの高い行動の自粛など、感染を拡げないことに重点を置き、感染防止対策の徹底を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

(13) 高等教育機関における感染防止対策

大学、専門学校等に対し、授業や寮生活等、学内での感染防止対策等の徹底を依頼するとともに、学生の飲み会やカラオケ、課外活動等での感染防止対策の徹底を周知するよう依頼する。

〔県民文化部〕

4 感染拡大に対処するため、医療・検査体制等の整備を進めるための取組 《重点3》

(1) 医療提供体制の充実

これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、600人を超える規模の陽性者を想定して整理した、350名程度の入院患者（うち重症者48名）、275名程度の宿泊療養者の感染状況に応じた受入体制を維持するとともに、受入医療機関に対しては、既に確保している病床に加え、更なる患者受入の拡大の協力を求め、症状に応じた適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を広域的に調整する。

また、令和2年10月24日の新型コロナウイルス感染症に関する政令改正を受け、中等症・重症者や重症化リスクのある者への医療提供に重点化を図るため、一定の要件に該当する軽症者及び無症状病原体保有者を、原則入院を経ずに宿泊療養施設で受け入れるとともに、一定の要件を満たす場合には自宅での療養を可能としていく。

〔健康福祉部〕

(2) 検査体制等の整備・拡充

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に対応できるよう、かかりつけ医等地域の身近な医療機関で診療、検査を行える体制の整備を進め、令和2年12月末までに564の医療機関を診療・検査医療機関に指定するなど、1日最大約4,700件の検査が可能となっている。

また、一部の医療機関では検査体制が拡充されてきたことから、当該医療機関と県との間の委託契約の締結を進め、行政検査を委託できる体制の整備を進める。

これらを有効に活用し、また、民間の検査機関等の協力を得て、必要な方により迅速・円滑に検査を行い、感染者が多数発生している地域においては、幅広い対象者に対して積極的な検査を実施していく。

なお、引き続き、季節性インフルエンザの流行を抑えるため、予防接種やマスクの着用、こまめな手洗いや手指消毒の励行など、予防策の徹底を呼び掛けていく。

〔健康福祉部〕

(3) 医療資材・人材の確保等

診療・検査医療機関を含む医療機関に対しては、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行の懸念も考慮した上で、県として需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な陽性者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

併せて、迅速抗原検査キットについては、国へ安定供給体制の構築を求めてい

くとともに、市場供給の状況を注視する。

また、人員が不足する医療機関等に対しては、必要な人的支援を機動的に行っていく。

社会福祉施設に対しては、市場で購入が難しい医療資材について県で購入し配付するとともに、感染が発生した場合には県の備蓄から提供する。

また、福祉現場において陽性者が発生し、人的支援が必要な場合には、速やかに他の社会福祉法人からの応援職員を派遣する。

〔健康福祉部〕

(4) 医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の防止等

本県においても院内感染者の死亡事例が発生したことを重く受け止め、重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに検査を実施するとともに、院内（施設内）において陽性者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施するなど積極的に感染拡大防止のための措置を講じる。

一方で、県内において医療従事者等の新型コロナウイルス感染症の感染事例が増加していることを踏まえ、診療・検査医療機関については、発熱患者用の動線の確保や従業者の感染防止等の徹底、院内（施設内）の感染拡大防止や新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点など、ハード・ソフト両方の観点からの対策を、診療・検査医療機関を含めた医療機関等へ改めて求めていく。

また、クラスター感染を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

社会福祉施設に関しては、面会を実施する場合の具体的な留意点等を含め、施設内感染の防止策の徹底を周知する。

〔健康福祉部〕

(5) ワクチン接種の実施等

予防接種法が改正され、市町村が実施主体となってワクチン接種が行われることとなった。県の役割は、各種の広域的な調整及び専門的な相談への対応であり、円滑に接種が行われるよう関係機関の協力のもと必要な体制を整備していく。

〔健康福祉部〕

5 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点4》

(1) 長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた

取組を支援する「適応（With コロナ）フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ（ワクチン等開発後）」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

（2）経営を継続し雇用を守る事業者への支援

地域振興局及び労政事務所に設置している「産業・雇用総合サポートセンター」の開設期間を年度末まで延長し、引き続き事業者が必要な支援を受けられるよう相談、書類作成、申請等を支援する。また、長野県よろず支援拠点において、各専門分野のコーディネーターが事業者の相談に応じる。

〔産業労働部〕

（3）失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につながっていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施するとともに、労働局の求人確保対策本部との連携による求人の開拓や雇用過剰企業と人手不足企業との雇用シェアリングの支援を行うほか、「緊急雇用対策助成金」の支給により民間における新たな雇用の創出を促進する。

さらに、ジョブカフェ信州におけるキャリアコンサルティングや職場実習の支援枠の拡充等により、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援するとともに、雇用情勢の更なる悪化に備え、非正規雇用者の正規化により一層取り組む。

〔産業労働部〕

（4）コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともそう”キャンペーン

思いやりと支えあいの心で県民一丸となって新型コロナウイルスを乗り越え、信州版「新たな日常のすゝめ」を実践しながら、地元のお店やサービスを積極的に利用して、地域経済の回復・活性化を図るキャンペーンを開催する。

〔営業局・各部局〕

（5）信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(6) 観光産業振興に向けた取組

1都3県に対する緊急事態宣言の発出や本県を含む全国的な感染拡大等の状況を鑑み、当面の間、観光誘客施策の実施を見合わせる。一方、県内の感染や医療体制の状況が改善される時期を見据え、観光振興支援策が機動的かつ速やかに実施できるよう準備を行う。

また、「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」において、各地域が目指す方向性として位置付けた「安全・安心な観光地域づくり」、「長期滞在型観光の推進」、「信州リピーターの獲得」の3つの柱に基づき、市町村、観光関係者と一体となり中長期的な視点での観光振興・観光地域づくりに取り組む。

〔観光部〕

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守るために、部局横断で生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

特に、全国的には7月以降、長野県においても9月以降は前年と比較して自殺者数が増加していることから、自殺対策を専門に行っているNPO法人等と連携の上、新型コロナウイルスの感染拡大以降の本県における自殺の特性分析や、関係部署との情報共有、分析結果に応じた対応等に取り組む。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(8) 農家等の経営継続と県産農産物の消費拡大に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作や新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しするとともに、労働力を必要とする経営体への雇用人材確保に向けた支援を強化する。

また、メディア等を通じた県産花きや県産米の購入促進のPRや、牛肉等の学校給食への提供、関係団体・事業者と連携した販促キャンペーンなどにより、県産農産物の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(9) 林業事業体の事業継続に向けた取組

林業における雇用の維持を図るため、合板用など木材需要の減少に対し、需要のある木質バイオマス発電用への一時的な生産シフトを促進するなど、事業継続に向けた取組を支援する。

〔林務部〕

(10) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援す

るとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

〔企画振興部〕

(11) 生活を支える公共交通の確保

交通事業者が行う感染防止対策や新しい生活様式に適応した利用促進の取組、公共交通の安全・安定的な運行の継続等を支援する。

〔企画振興部〕

(12) 相談支援体制の強化等

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぽ」の人員体制を強化する。

また、「どこに相談したらいいか分からない」、「どんな支援があるか分からない」などの声にお応えし県民の皆様の不安の解消等につなげるための相談を、「新型コロナウイルスお困りごと相談センター」において継続して行う。

〔企画振興部・健康福祉部〕

(13) 生活福祉資金特例貸付の円滑な実施

長野県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金特例貸付（受付期間：3月末まで）の貸付原資等の補助により、資金が必要な方に円滑に貸付が行われるよう支援する。

また、償還の負担の軽減を図るため、国の償還免除措置に加え、県独自に償還金の一部を補助することとしており、その実施に向け準備を行う。

〔健康福祉部〕

(14) ひとり親世帯の支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住まいのひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金について引き続き広報等を行うとともに、対象者への給付を行う。

※ 市にお住まいの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

(15) 子どもの居場所の支援

With コロナの状況下においても、信州こどもカフェを継続的に運営できるよう、県社会福祉協議会を通じた支援を拡充する。

〔県民文化部〕

(16) 多言語及び「やさしい日本語」を活用した情報発信の強化

感染防止策や早期受診等を呼びかけるため、日本語での情報が届きにくい外国人県民に向け、多言語及び「やさしい日本語」により、市町村や関係団体等を通じ発信する。

また、SNS等を活用し効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部〕

6 訹謗中傷等を抑止し県民の絆を守るための取組《重点5》

(1) 人権への配慮

患者・陽性者、医療機関や福祉施設等に勤務されている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないよう、正確な情報発信や啓発などの取組を行うとともに、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対する差別や誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

また、「新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口」により、誹謗中傷等による被害者を支援する。

〔県民文化部・各部局〕

(2) 訹謗中傷等を抑止し、温かい社会をつくる取組

誹謗中傷等が発生する仕組みや対応についての気づきと示唆を与え、意識変容、行動変容を図って誹謗中傷等を抑止するとともに、陽性者等の気持ちに寄り添い、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ってくることができる地域・社会をつくる「コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともそう”キャンペーン」を、市町村、経済団体等及び県民と一丸となって展開する。

〔県民文化部・各部局〕

7 その他重要な事項

(1) 県立学校についての取扱い

「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の運営ガイドライン」に基づき、地域の感染状況に応じた感染防止策を徹底し、感染リスクを可能な限り低減させるとともに、子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

(2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館

等)については、感染防止策の徹底を図りながら運営することを基本とするが、感染の拡大が顕著になった場合には使用停止を検討する。

〔各部局〕

(3) 県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

県主催イベント・行事については、別添「12月1日以降のイベント開催の目安について」に従い実施する。県としては、民間が主催するイベントの参考としていただけるよう、感染防止に最大限の注意を払いながらイベント等を実施することとする。

なお、イベント等の場において濃厚接触者(※)ができる限り生じさせないようにする(例えば、マスクの常時着用が困難な場合には身体的距離を十分に確保する)とともに、参加者に陽性者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施できるようにする(接触確認アプリのインストールの義務付け、参加者の連絡先の確認を確実に行う)こと、イベント前後の感染防止についての注意喚起を徹底することとする。

また、集会や会議等の開催に当たっては、年齢や身体の調子等により、多人数が集まる場への参加を控えたい方がいる場合も想定し、予めの意見聴取やリモートによる参加等、直接参加に代わる手段の設定や、不参加も許容されるものであることの周知などを検討する。

急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととする。

※ 濃厚接触者とは

「患者(確定例)」「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

国立感染症研究所 感染症疫学センター

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和2年5月29日版)より

〔各部局〕

(4) 民間主催のイベントに対する要請

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、特定都道府県を含む全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベ

ント主催者に依頼するとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう依頼する。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討を行うよう依頼する。

(法第 24 条第 9 項)

※イベント開催の目安

別添「12月1日以降のイベント開催の目安について」のとおりとする。

なお、概要是次のとおり。

- 収容率要件と人数上限のいずれか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）。
 - ① 収容率要件については、
 - ・ 感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については 100%以内
 - ・ その他大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については 50%以内（ただし、異なるグループ（5名以内）間で座席を 1 席空ければ 50%超も可能）
 - ② 人数上限については、5,000 人を超え、収容人数の 50%までを可とする。

イベントの類型	収容率		人数上限
	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの (・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）)	大声での歓声・声援等が想定されるもの (・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 ^(*) (席がない場合は十分な間隔)	<p>①収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50%</p> <p>②収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人</p> <p>(注)収容率と人数上限でいずれか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。</p>

※ただし、異なるグループ（5名以内）間で座席を 1 席空ければ 50%超も可能

〔各部局〕

（5）避難時における新型コロナウイルス感染症対策の取組

市町村と連携した「信州防災逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として、住民が「3密」を避けた多様な方法による避難ができるよう、避難所への避難のほか、知人・親戚宅への避難を検討することの周知、指定避難所以外のホテル・旅館等の避難先の確保などに取り組む。

〔危機管理部・健康福祉部〕

12月1日以降のイベント開催の目安について

1 イベント開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

(1) 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- ・ 別紙1「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限とする
- ・ 別紙1に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、5,000人を上限とする。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記(2)の①及び②における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

(2) 収容率の目安

① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

観客間の集団的な感染が発生していないことが確認されたイベントの形態であることを前提に、次の全ての満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記②のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙1）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができるイベント）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントについては、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙2「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示を参考すること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等がないことを前提としするイベントについては、感染防止策の徹底を前提に 1) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。具体的には、別紙 2 の例示を参考とすること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントについては、後記 2 によることとする。

(飲食の取扱い)

マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としするもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としするイベントについて、別紙 3 に記載した条件が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としするもの」として取り扱うことができるとすることとする。

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記①に該当しないイベントは、②の収容率の目安を適用する。

具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の 50%を超えることもありうる。具体的には、別紙 2 の例示を参考とすること。

なお、別紙 1 に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は次のとおりとする。

- ・屋内、屋外ともに 5,000 人以下。
- ・屋内にあっては収容定員の 50%までの参加人数とする。屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ 2 m）

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、1) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の 50%までの参加人数とすることとし、2) 収容定員が設定されていない場合は十分な人ととの間隔（1 m）を要することとする。具体的には別紙 3 の例示を参考とすること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントについては、後記 2 によることとする。

2 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等および初詣

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とする。初詣については別紙5に留意すること。

- (1) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、イベントを開催する場合については、十分な人ととの間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
「十分な人ととの間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であるものについては、別紙4を参考にすること。
- (2) 地域で行われる祭り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人ととの間隔（1m）の確保、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずるとともに、イベントを開催する前に、イベント参加者に対し厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている接触確認アプリ活用の呼びかけや、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を行うこと。

イベント開催時に必要な感染防止策①

別紙1

(1) 対応した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

- ① マスク常時着用の担保
 - ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める
 - ※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保
- ② 大声を出さないことの担保
 - ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
 - ※隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
 - ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止策

- ③ ①～②の選択
 - ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
 - ※マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベントではラッパの鳴り物を禁止すること）
- ④ 手洗
 - ・こまめな手洗の奨励
- ⑤ 消毒
 - ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒液、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 換気
 - ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密着の回避
 - ・入隊常時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
 - ※必要に応じ人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャバシティに応じ、収容人数を制限
- ⑧ 身体的距離の確保
 - ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける
 - ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
 - ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時に必要な感染防止策②

別紙1

(2) 基本的感染防止等（続き）

- ⑨ 飲食の制限
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 - ・過度な飲酒の自粛
 - ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）

⑩ 参加者の制限

- ※入場時の検温、入場を断つた際の扱い戻し措置
- ※ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
- ⑪ 参加者の把握
- ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・接觸確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの要領
 - ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
- ⑫ 演者の行動管理
- ・有症状者は出演・練習を控える
 - ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止められないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
 - ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
- ⑬ 催物前後の行動管理
- ・イベント前後の感染防止の注意喚起
 - ※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
- ⑭ ガイドライン遵守の旨
- ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の実施の前提

- ⑮ 入退場やエリア内の行動管理
- ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
 - ※来場者の区画を仮定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる
- ⑯ 地域の感染状況に応じた対応
- ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
 - ・地域の感染状況の変化があつた場合は柔軟に対応
- ※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものとの例		大声での歓声・声援等が想定されるものの例	
音楽	音楽	音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等）、歌劇、演劇、合唱、コンサート等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート等	スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲等
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	芸能	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形淨瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等	芸能・演芸	キャラクターショー、親子会公演等
芸能	講談、落語、漫談、漫才、奇術等	公演・式典	ライブハウス、ナイトクラブにおける各種イベント
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、入社式等	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、入社式等	各種展示会	各種展示会、商談会、各種ショーキャンセル
美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	各種展示会、商談会、各種ショーキャンセル	各種展示会、商談会、各種ショーキャンセル

(注) 上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかに応じては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 イベント中（休憩時間やイントロ前後を含む。以下同じ。）の食事については、業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

別紙3

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にしうる催物に限定して、収容率を100%以内にすることができる

具体的な条件（感染防止策）

- ① 食事時以外のマスク着用厳守
 - ・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること
 - ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること
 - ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めることが着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図ること
- ② 会話が想定される場合の飲食禁止
 - ・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止
 - ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
- ③ 十分な換気
 - ・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外の場合は確認を要しない）
- ④ 連絡先の把握
 - ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的の措置の徹底
- ⑤ 食事時間の短縮
 - ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
 - ・長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

野外フェス等における感染防止策

別紙4

○これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人ととの間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人ととの間隔が設けること」に該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

- ① 身体的距離の確保
 - ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）
 - ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ② 密集の回避
 - ・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信
 - ・誘導人員の配置
 - ・時差・分散措置を講じた入退場
- ③ 飲食制限
 - ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 - ・過度な飲酒の自粛
- ④ 大声を出さないことの担保
 - ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
- ⑤ 催物前後の行動管理
 - ・イベント前後の感染防止の注意喚起
 - *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
- ⑥ 連絡先の把握
 - ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的な措置の徹底

※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

初詣における感染防止対策の留意事項について

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されることと等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的に感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- 混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど

- 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

3. 大声が発生しないよう注意喚起

4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

〔利用する駅の分散
・混雑状況の周知・呼びかけ
など〕

5. 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

○感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。

○その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としたイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップ・コンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされたまま、引き続き、50%以内とする。

○引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は県に事前に相談し、県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催の方針を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。

開催期間	イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としたもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内
12月1日～当面来年2月末まで	・飲食を伴うが発声がないもの（注2）	・クラシック音楽コンサート、演劇等、歌舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	・ロック、ボップコンサート、スボーソイメント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	（席がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については現行ど同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としたものを」と取り扱うこととすることとする。

（説）ただし、異なるグループ間では座席を1席隔け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。